

青森大学学生懲戒規程

(目的)

第1条 この規程は、青森大学学則(以下「学則」という。)第65条に規定する懲戒に関する手続きについて定めることを目的とする。

(懲戒の対象とする者)

第2条 この規程において懲戒の対象とする者は、学部学生(以下「学生」という。)とする。

(懲戒の考え方)

第3条 懲戒は、学生が第5条に規定する懲戒の対象となる行為を行った場合、本学における教育研究の秩序を維持するとともに、学生の本分を全うさせるために行うものである。

2 懲戒は、懲戒の対象となる行為の様態、結果等を総合的に検討し、教育的配慮に基づいて行う。

3 懲戒により学生に課す不利益は、懲戒目的を達成するため、必要最小限にとどめなければならない。

(懲戒の対象となる期間)

第4条 懲戒の対象とする期間は、入学後、本学の学籍を有する期間とする。

(懲戒の対象となる行為)

第5条 懲戒の対象となる行為は、学則及び本学の諸規程に違反する行為、又は学生としての本分に反する行為をいう。

2 学生の本分に反する行為は、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 社会的諸秩序に対する侵犯行為(犯罪行為)
- (2) 重大な交通法規違反
- (3) ハラスメント行為
- (4) 学問倫理に反する行為
- (5) 情報倫理に反する行為
- (6) 学生の学習、研究及び教職員の教育研究活動等の正当な活動を妨害する行為
- (7) 試験等における不正行為
- (8) 本学の信用を著しく失墜させる行為その他の学生の本分に反する行為

(懲戒の種類)

第6条 学則第65条第2項の懲戒の種類は、次のとおりとする。

- (1) 訓告 文書により注意を与え、将来を戒める。
- (2) 停学 6か月以内の有期とし、この間の登学を禁止する。
- (3) 退学 学生としての身分を剥奪する。この場合、再入学は認めない。

2 停学の期間は、学則第5条に規定する在学期間に算入するが、3ヶ月を超える停学は算入しないものとする。

(懲戒の発議)

第7条 教職員は、学生の懲戒の対象となり得る行為を確認したときは、直ちに当該学生の所属する学部の学部長に報告し、学部長は、速やかに学長及び学生委員長に報告するものとする。

(懲戒委員会)

第8条 学長は、学生委員長と協議し、懲戒の対象となり得ると判断した場合は、学則第56条に規定する学生委員会の下に、速やかに懲戒委員会を設置するものとする。

- 2 懲戒委員会は、当該行為の事実関係、懲戒処分の要否及び内容について、教育的観点を踏まえ調査を行い、処分に関する方針を学生委員会に付議する。
- 3 懲戒委員会は、懲戒相当行為に係わる事実確認、処分に関する方針案の作成に当たっては、当該学生に対し、懲戒相当行為である旨を告知し、口頭による意見陳述の機会を与えるものとする。ただし、当該学生が、心身の故障、身柄の拘束、その他の事由により、口頭による意見陳述ができないときは、親族若しくは保証人又は代理人による意見陳述又は意見提出の機会を与えるものとする。
- 4 前項に規定する代理人は、当該学生又は保証人若しくは親族が指名した者とする。
- 5 当該学生が、意見陳述の機会を与えられたにもかかわらず、正当な理由がなく欠席し、又は大学側から示した期限までに文書を提出しなかった場合は、当該権利を放棄したものとみなす。

(懲戒委員会の組織等)

第9条 懲戒委員会委員は、学生委員長、当該学生が所属する学部の教員(複数)、学生課長をもって充てる。

- 2 懲戒委員長は、学生委員長が務める。

(懲戒処分案)

第10条 学生委員会は、懲戒委員会の作成した処分に関する方針について審議し、当該学生が所属する学部長の意見も参考に、懲戒処分案を作成する。

(処分の決定)

第11条 学長は、学生委員長から提出された懲戒処分案に基づき、懲戒処分を決定する。

(懲戒処分の告知)

第12条 学長は、懲戒処分を決定した場合は、当該学生に通知しなければならない。

- 2 懲戒処分の通知は、懲戒処分書を当該学生に交付することにより行う。ただし、交付することが不可能な場合には、他の適当な方法により通知する。

(懲戒処分の公示、公表)

第13条 学長は、懲戒処分を行った場合は、原則として学内に公示する。

- 2 学内公示の期間は、懲戒の発効日を含め2週間とする。
- 3 学長は、懲戒処分を行った場合は、懲戒処分について必要に応じて学外に公表することができる。

(自宅待機の処置)

第14条 第7条の報告を受けた学長は、学生委員長と協議の上、当該学生及び他の学生の利益のために必要と判断した場合は、当該学生に対し、懲戒処分が決定するまでの間、自宅待機を言い渡すことができる。

- 2 自宅待機の期間は、停学の期間に算入する。

(懲戒処分決定前の学籍移動)

第15条 当該学生から、懲戒処分の決定前に、退学又は休学の願い出があった場合は、学長はこれを受

理しないものとする。

(停学処分中の指導)

第16条 学生委員長は、停学処分中の学生の定期的な面談及び指導を行うものとする。

(再審査)

第17条 懲戒処分を受けた学生は、当該処分に係わる事実の承認、新事実の発見、その他正当な理由がある場合は、文書により学長に対して、再審査の請求を行うことができる。

2 学長は、前項の請求を受理した場合には、速やかに学生委員会の議を経て、審査の可否を決定しなければならない。

3 学長は、審査の必要があると判断した場合は、指名した者に対し、第8条から第11条の規定を準用した再審査を行わせる。

4 審査の必要がない場合には、学長は、速やかに、その旨を文書で当該学生に通知する。

5 再審査の請求は、原則として懲戒処分の効力を妨げない。

(審議の非公開)

第18条 学生の懲戒に関する学生委員会及び懲戒委員会の審議は、全て非公開とする。

(事務)

第19条 学生の懲戒に関する事務は、学生課において処理する。

(改正)

第20条 この規程の改正は、学生委員会が審議し、学長が行う。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成31年4月1日から施行する。